

平成22年4月20日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

○松くい虫のまん延防止のための措置命令（205・森林整備課）…………… 1

告 示

秋田県告示第205号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、松くい虫のまん延を防止するため、同法第3条第1項第5号に掲げる命令をしますので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成22年4月20日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 区域及び期間

- (1) 区域 秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、にかほ市、仙北市、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町、三種町及び八峰町、南秋田郡五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟村、仙北郡美郷町並びに雄勝郡羽後町及び東成瀬村
- (2) 期間 平成22年5月10日から平成23年5月9日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、被害対策として特別伐倒駆除を行う場合は、この限りでない。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域の松林において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が拡大し、当該区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目 1 番 1 号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目 5 番 29 号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目 5 番 29 号